
令和2年第11回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年11月9日(月)午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 11(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
欠席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局 事務局長 鍛冶 孝広
事務局 江本 昭二郎
柴田 歩美

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について

第3 報告事項

第4 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和2年 第11回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、11名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第11回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、12番：吉田委員と13番：吉留副会長を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第1号の1、申請人：[]さんの件について、小野委員さんから説明をお願いします。

7番（小野委員） この案件につきましては、上城井公民館から南西に173mと南東に365m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが、[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の2、申請人：[]さんの件について、小野委員さんから説明をお願いします。

7番（小野委員）

この案件につきましては、上城井公民館から南西に290mと南に480m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の3、申請人：[]さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員）

この案件につきましては、下城井小学校から北東に140m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが、[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の4、申請人：[]さんの件について、椎葉委員さんから説明をお願いします。

8番（椎葉委員） この案件につきましては、築城中学校から北東に145m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

事務局 付記事項としまして、現在当該農地の地目は田となっておりますが、今後農地改良を行ない、畑として使用する予定と申請人より伺っております。

議長（蛭崎会長） 他に質問等はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の5、申請人：[]さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、船迫学習等供用施設から南西に110m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■■在住の■■■■■さんが■■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの5番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の5については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の5、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の6、申請人：■■■■■さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、築城小学校から南西に100m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■■在住の■■■■■さんが、■■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの6番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の6については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の6、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の7、申請人：[]さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては、坂本公民館から南西に395m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが、[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの7番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の7については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の7、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の8、申請人：[]さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては、上り松公民館に隣接した農地と南西に81mと460m、東に140m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]住の[]さんが、[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの8番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の8については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の8、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の9、申請人：[]さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては、小原公民館から北に80mと北東に240mと南西に120m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが、[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの9番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の9については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の9、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第3「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件
2. 農業耕作者・管理者名義変更届出 6件
3. 農地法施行規則第29条第1項届出 0件
4. 農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長） ただいまの提案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和2年第11回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和 2年11月 9日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

12番委員（吉田 俊明 委員）：

吉田 俊明



署名委員

13番委員（吉留 福生 委員）：

吉留 福生

